

県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について（通知）

沖縄県が緊急事態宣言の対象区域に追加され、その期間は令和3年5月23日から6月20日までとなっております。

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、本県における児童生徒等の新規感染者は5月の連休以降、急激に増加している状況にある中、感染拡大を食い止め、児童生徒等の学習を保障するためには、適切な感染症防止対策の徹底並びに不要不急の外出や移動の自粛等が求められております。

つきましては、県立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知します。

記

1 基本方針

- (1) 衛生管理マニュアル等に基づき、感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を継続する。
- (2) 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）は延期または規模を縮小すること。
- (3) 通学時の密を避けるため、地域の感染状況や各学校の実態（時間割、在籍数、通学路線等）に応じて、時差登校を検討すること。
- (4) 児童生徒等に対し、通学以外の不要不急の外出自粛の指導を徹底すること。
- (5) 学級閉鎖等が生じた場合や新型コロナウイルス感染症の影響により登校できない児童生徒等に対しては、オンライン等を活用して学びの保障を行うこと。
- (6) 部活動について、原則休止とすること。ただし、大会を控えた部活動においては制限のもと、実施可能とする。
- (7) 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い教育活動は実施しないこと。

2 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に1回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。

(2) 健康観察の徹底

児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導すること。

(3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

(4) 学寮の食堂における感染症対策

換気を徹底するとともに、飛沫感染を防ぐための対策を行い、密着・密集を防ぐための座席配置を行うこと。

(5) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

3 教育活動上の対応について

(1) 宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

宿泊や島外との往來を伴う教育活動は中止または延期とする。また、県内における校外での教育活動については延期または縮小すること。

(2) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28 Ver. 6）』P54）は実施しないこと。

(3) 学校行事等

校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、延期または縮小すること。また、期間中における保護者等を招いての行事等はオンライン等を活用すること。なお、奨学金の説明会等、緊急性が高く保護者側にオンライン環境が整っていない場合等については、感染症対策を徹底することに加え、あらかじめ説明会の趣旨や緊急性等について丁寧に説明し、理解を得たうえで、実施すること。

(4) 部活動

原則休止とする。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り活動を認める。参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じること。

なお、上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守すること。

- ①活動内容等を精選し、短時間（平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日2時間以内）の活動とし、必要最小限の人数で行うこと。
- ②練習試合や合同練習は禁止とすること。
- ③部活動に係る学校への登下校時、公式戦会場等への移動時において、生徒同士による飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底すること。

4 児童生徒等に対する学びの保障について

学級閉鎖等となった場合は、閉鎖期間の長短に関わらず、オンラインによる学習支援を実施すること。

また、自宅にオンライン環境が整っていない児童生徒等に対しては、登校させて学習支援を行うなど個別の対応を行うこと。

【本件担当】

- 感染症対策全般、運動部活動、学校給食に関すること
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 FAX 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 FAX 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 FAX 098-866-2750
- 文化部活動に関すること
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 FAX 098-866-4350